

平成29年度要望に対する回答

＜小学校部会・中学校部会要望事項＞

1 教職員の増員について

(1) 教職員の増員について

毎年教職員の増員を要望していますが、教職員の処遇改善の対応をお願い致します。

それにより子どもたちへの対応が必ず成果となることを大いに期待しています。

各学校園の実態に応じた加配については引き続き対応をお願いします。中学校においては教科担当の先生が不在になる場合は迅速な対応をお願いします。先生方もいろいろな研修を受けていると思いますが、子どもたちに対する指導面等についてさらに充実を図り優秀な人材の確保と採用・配置をお願いします。(教職員課、教育研究研修センター)

回答

教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の範囲内で、国からの配当状況、学校の実態や課題に応じて適正な配置に努めています。加配については、本年8月に教育長が文部科学省に出向き、定数増の要望をしています。代員の講師については、県内の他の教育委員会と連携して、確保に努めています。

教職員の研修については、教職員の实態やニーズを踏まえながら、子ども達の学習や生活の指導に役立つ実践的な研修等を実施しています。特に、若手教職員の指導力の向上を図る研修講座を充実させるとともに、実践的な指導方法等について先輩教員から直接学ぶ場を設定したり、モデルとなる授業をDVDにして配付したりしています。

今後とも、優秀な人材の確保に努めるとともに、研修の充実を一層図っていきます。

(2) 部活動の顧問について

中学校の部活動の顧問の先生について、その顧問担当になる先生が経験をされた運動部の顧問をして頂くよう要望致します。近年では部活動を担当される教職員の負担が問題となっていることを鑑み外部の部活動指導員の体制の充実を図り、生徒・保護者との良好な関係が保たれるような環境整備を要望いたします。(保健体育課)

回答

教職員が経験したことのある部活動を担当するメリットについては承知しておりますが、学校の実態により難しいこともあります。

部活動外部指導者については、教職員が専門外の部活動を担当する場合も対象としており、平成27年度から派遣人数、派遣回数大幅に拡充し、体制の充実を図っております。

(3) 教職員採用について

岡山市の教職員採用について、昨今、教職員を含み公務員における事件が多発しており県下においても例外ではありません、教職員として相応しい人材の採用を要望いたします。

(教職員課、教育研究研修センター)

回答

学校に勤務する教職員には、様々な職種や勤務形態がありますが、「自立に向かって成長する子ども(自立する子ども)」の育成を図るために、「情熱・力量・人間力」のある優秀な人材の確保に努めてまいりたいと考えています。

採用後においても、学校や教育研究研修センターで教職員が不祥事の根絶に向けて強く認識できるよう継続的な研修に取り組んでいます。

(4) 学力の向上及び問題行動の防止の対応策について

学力調査における岡山市の平均正答率は全国平均・岡山県平均を中学校・小学校共に下回っています。今年度の教育大綱に記載され目標とされているように、引き続き「学力向上」「問題行動の防止」について、見解をお示しください。(指導課)

回答

子どもたちの学力の定着を図ることは、学校教育の重要な責務であると考えており、「基礎的・基本的な知識・技能の定着、思考力・判断力・表現力の育成、学ぶ意欲の向上」を図るために、よりよい授業づくりの充実を図っています。

各学校においては、学習する内容を明確にする「めあてを示す」ことと、学習したことを整理する「まとめを行う」こと、「自分で考え、表現する場をつくる」ことを徹底した授業づくりを行っています。

教育委員会では、今年度から教員が岡山市の子どもの課題を踏まえて問題作成した独自の学力調査である「岡山市学力アセス」の実施をはじめました。この調査結果の分析をもとに、教員が子どもたちの学力の状況を把握し、子どもたちの学習改善や教員自らの授業改善に生かすとともに、子どもたち自身が結果を振り返ることで課題を把握し、学習における目標を設定するようにしています。

問題行動の防止については、未然防止の観点に立った充実を目指すとともに、スクールカウンセラーや子ども相談主事、警察や福祉機関、地域の方々等あらゆる資源を活用した支援の充実を図っていきます。また、教育大綱にある、教育委員会と学校の取組を着実に実施し、目標として掲げた「問題行動等の防止及び解決」の実現を図って参ります。

2 いじめ・不登校・暴力行為・問題行動への対応について

いじめ防止対策について

昨年度、スクールカウンセラーの増員配置を実施し見直しを図る、と回答をいただきました。市内においては先生方のご指導で「いじめ」が大きく報道されてはおりませんが今年度も引き続きスクールカウンセラーの増員と、配置校および配置時期をお知らせくださるようお願いいたします。

(指導課)

回答

岡山市ではこれまで年次的にスクールカウンセラーの配置校を増やしており、現在は36小学校、37中学校、1高等学校に配置しています。また、昨年度よりスクールカウンセラーの中から7名(小学校3校、中学校4校)をスーパーバイザーとして配置し、経験の少ないスクールカウンセラーに対して指導・助言を行う仕組みをつくりました。更に、本年度からは、配置のない小学校へ年間5～10回スクールカウンセラーが定期的に勤務することとし、すべての学校でカウンセリングのニーズに対応できる体制としました。

配置されたスクールカウンセラーは、全校集会等で児童生徒に紹介したり、勤務する日や相談の仕方について学校便り等で広報したりするなど、有効な活用を図っています。

3 子ども達の安全確保(危機管理)について

(1) 普通教室の冷房設置について

設置方法や事業手法等について研究する必要があると考えていますと回答をいただきました。研究内容、研究結果、及び現在の進捗状況をお示してください。(学校施設課)

回答

児童生徒の健康への影響や学習環境などを踏まえ、現在「岡山市立学校における空調設備整備検討会議」にて検討中です。

(2) 防災用品について

災害発生時用の備品について、小中学校へ分散備品として食糧・水・毛布など5品目を500人分基本として備蓄していると回答を頂きました。しかし、その備蓄備品が、全ての小中学校へ備蓄されているのか、またその状態をPTA会長が把握できていない箇所もありますので、まず、どこの小中学校へ何を備蓄されているのか一覧をお示し頂き、更に各校のPTA役員へも情報共有ができるようお願いいたします。(危機管理室、教育企画総務課)

回答

小中学校に配備している備蓄物資については、その学校に在籍する子どもたちだけを想定したものではなく、広く市民のために備蓄しています。

また、備蓄物資は市全体の避難状況を踏まえて運用するものであり、個別の学校だけでの運用は考えておりません。

そうしたことから、混乱等を避けるため備蓄物資の個別の配備状況等については市民にお知らせしておらず、市が全市的に管理することとしています。

(3) 防犯カメラ設置について

昨年度「学校及び教育委員会で防犯カメラを設置することは困難であるため、地域の方々の防犯パトロール等のご協力を得ながら、学校ごとに登下校の安全対策に努めています。」と回答をいただきました。地域の方々のご協力も限りがあることから、引き続き地域と連携して防犯カメラの設置をお願いします。(就学課)

回答

通学路の安全等のため町内会が設置する防犯カメラにつきましては、学校管理上支障がない限り、学校敷地内へ設置することは、現在も行っており、今後とも地域の皆様との連携協力を図り、防犯対策に努めてまいります。

(4) 避難場所に指定された学校屋上への柵の設置について

毎年お願いしている要件ですが、災害避難場所となっている学校へ屋上部分に柵の設置をお願い致します。津波の高さは最大3m程度と想定との回答ですが、その場合でも避難場所に指定されていれば高さを求めて児童生徒のみならず地域の方々が避難された場合に安全が確保できません。危機管理上、一刻も早く対応をお願いします。(学校施設課)

回答

危機管理室の見解として、一般的に屋上への柵の設置については、浸水等で校舎避難時に孤立した場合に屋上からの救出も想定され、最小限の避難行動ができるスペースに防護柵の設置が望ましいとのことでした。今後、校舎が避難所と指定されれば新築、改築及び増築については危機管理室と案件ごとに屋上避難の必要性の有無も含め協議を行うこととします。

(5) 通学路の安全確保について

児童生徒が安心して通えることを前提に各地域に通学路が設置されています。しかし、その通学路においてガードレールが設置されておらず、用水路などへ落下する事故が多発しているにも関わらず、設置されないと聞き及んでいます。児童生徒が安心して通える通学路として市内全域の危険個所の早期改善と改修期日をお示しくくださるよう要望いたします。

(指導課)

回答

市内の道路の危険個所の改修や、安全確保のための施設の設置等は、通学路であるかどうかにかかわらず、道路管理者(区役所)や警察が地域の方と相談しながら進めています。

一方で通学路は、保護者及び地域の方と学校とが、子どもたちが安全に登下校できるように協議して決めています。岡山市の学校では毎年見直しを行い、教育委員会に報告しています。

通学路については、町内会などの地域の方、道路管理者(区役所)、警察等の関係機関と学校、教育委員会が連携して5年サイクルで合同点検を行っており、5年間で全ての小中学校の通学路における危険箇所を点検しています。

用水路への転落の危険性も含めて、通学路の危険箇所を認めた場合は、保護者及び地域の方と学校とが情報を共有し、早期改善に向けて関係部署へ要望して参りたいと思います。

4 スマートフォンの取り扱いについて

ルールやマナーについて実際に生徒会や各単位PTAを中心に話し合い、ルール策定が進んでいますが、教育委員会としての見解をお示ください。(指導課)

回答

岡山市の小中学校では平成27年度全ての学校で提案書が取りまとめられ、各学校の様々な工夫した取組により、児童生徒が主体となったルールづくりが行われました。

提案書の作成に当たっては、内容の検討や児童生徒との話し合いへの参加等、この取組にご理解とご協力をいただきありがとうございます。提案書をもとに各家庭でのルールづくりが行われるなど、実効性のある取組になってきていると考えております。

子どもたちにとって、自らを律するためのルールやマナーを自分たちで形成していくことは非常に意義深いものであり、私たち大人の理解と、正しい在り方を共に考えるという姿勢が必要不可欠です。

今年度は、長期休業前の警察と協働しての非行防止教室の開催や、保護者に向けた啓発文書の配付を通じた注意喚起等を行いました。今後とも、このような取組に対してご理解とご協力をお願いいたします。

5 学校施設環境改善やその他事項として

- (1) 近年、子どもたちの中に「便秘」を保持する児童生徒が多く、約60%の子どもがその対象となっていると報道されています。その要因に、学校のトイレに「洋式トイレ」の設置が少ないことも上がっており、現在ではどの家庭でもトイレはウォシュレット・温便座機能が標準となっています。是非ともトイレの改善を強く要望致します。(学校施設課)

回答

トイレの洋式化について、既存便所では各階男女便所の各1箇所のトイレの洋式化を進め、新築や増改築の際には半数以上の便器を洋式化としております。今後、既存便所について、老朽施設改修の取り組みの中で洋式化を継続的に進めてまいります。

- (2) 図書購入費用の増額を要望致します。平成30年よりアクティブラーニング開始に伴い、自分で調べる機会も増加することが予測されますが、図書室には新しい図書との入れ替えに要する費用も削減され、子どもたちが欲する図書が少ない現状を改善ください。(指導課)

回答

平成26年度から平成28年度まで重点的な予算措置により、平成5年に文部省が設定した「学校図書館図書標準」の不足を補ってまいりました。平成28年度末には、ほぼ全校が達成できている状況です。図書の更新に要する費用は、引き続き予算措置されております。

平成29年度からは、各校において学校図書館図書標準を維持しながら、経年により資料価値が低くなった図書の更新を計画的に進め、学校図書館資料の充実を図ってまいります。

なお、利用者の求める図書資料が自館にない場合や不足が見込まれる場合は、学校司書が「横断検索システム」などを利用し、他校の学校図書館や公共図書館などの資料を借用して提供できるようにしています。

- (3) 個人情報保護法施行における、教育委員会として、各学校園に対し指導されている要件をお示しください。岡山市PTA協議会としても、その指針に沿ったアドバイスができるものと思っております。(指導課)

回答

教育委員会では、個人情報保護の重要性を認識するとともに、岡山市個人情報保護条例及びその他の法令等を遵守し、適正な管理及び対応に努めるよう、各学校園に対して周知を図っているところです。

なお、今回の個人情報保護法の改正については、学校園における個人情報の取扱いに影響を与える変更点がないことから、新たに教育委員会から学校への通知等は行っておりませんが、PTA等とも協働して、引き続き法令に基づき、個人情報の保護に努めて参りたいと思います。

(4) 給食費の無償化を要望致します。岡山市の財政状況はよく把握しております。

昨今、保護者の年収は大きく改善しているとは言えない状況下であり。子どもが安心して勉学に勤しむ環境整備のひとつとして、是非ともお取り上げ頂き見解をお示してください。

(保健体育課)

回答

学校給食費については、学校給食法及び同法施行令により、①実施に必要な施設及び設備に要する経費及び修繕費、②学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費を学校の設置者の負担とし、他の経費については、保護者の負担と定められています。この規定は、設置者が給食費を補助することを禁止したものではありませんが、本市においては、受益者負担の考えから、給食費は保護者負担としております。